令和３年７月開催松野町農業委員会定例総会会議録

１．開催の日時及び場所

日　時　　令和３年７月12日（月）　13時30分より

場　所　　森の息吹　　大会議室

２．会議構成員（農業委員）現在総数　　13名

出席：12名　　欠席：１名

３．農業委員出席者

役職名	議席番号	担当地区	氏　名	出欠
会長	1	上家地	村田　和宏	出席
副会長	2	―	矢野　千津	出席
	3	松丸	山口　賢三	出席
	4	豊岡前	毛利　彰男	出席
	5	吉野	太田　善英	出席
	6	延野々	石田　芳久	出席
	7	奥野川	品田　壽和	出席
	8	―	山本　吉和	出席
	9	豊岡後	関本　五郎	出席
	10	―	松比良八重子	欠席
	11	蕨生	岡本　　博	出席
	12	目黒	河野　繁禧	出席
	13	富岡	加賀田幸二	出席

その他出席者

農地利用最適化推進委員出席者

区域	氏　　名	出欠
松丸地区、延野々地区、豊岡後地区、豊岡前地区	小林　健一	出席
	山木　幸三	欠席
富岡地区、上家地地区、目黒地区	井上　優二	出席
	橋田　忠弘	出席
吉野地区、蕨生地区、奥野川地区	赤松　　晋	出席
	金谷　純一	出席

農業委員会事務局

農業委員会事務局長	小西	亨
農業委員会事務局次長	中平	大介
農業委員会事務局主事	岡本	渉
農林振興課係長	石川	玲子

４．議長選出他

議長	村田	和宏
会議録署名委員	関本	五郎
	岡本	博
会議書記	岡本	渉

５．閉会の日時

令和３年７月12日（月）　　14時20分

６．議事日程

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について
議案第３号　農用地利用集積計画（案）の承認について
議案第４号　「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の改正に関する意見決定について

７．会議の概要

小西事務局長　みなさんこんにちは。定刻になりましたので、ただ今から農業委員会定例総会をさせていただいたらと思います。

会に先立ちまして、去る６月30日、県農業会議の総会が開催されまして、村田会長が県知事表彰を、関本委員さんが永年勤続表彰を、会の壇上にてそれぞれ受賞されました。今月末に発行される広報にも掲載させていただくよう段取りをしておりますので、そちらもご確認いただきますようよろしくお願いします。本当におめでとうございます。

それでは開会にあたりまして会長のほうからご挨拶をお願い致

します。

村田会長　　こんにちは。忙しいとこ集まっていただきありがとうございました。今事務局のほうで言われましたけど、先日一緒に行きまして、一番上の表彰みたいな形でいただきました。ほんとにありがとうございました。

雨のほうもよそでもけっこう降って災害、災害いうてあるんですけど、こちらのほうは雨が降ってもほんの少しで、田んぼのほうも今穂が出始めている時ですけど。ちょっと水が無いなというところもあります。また桃農家も心配でしたけど、駄目な人はけっこう駄目だったらしいですけど、かごもり市場のほうには品物もけっこう出とるようで、それなりにみんなしのげたかなという感じがしとります。これからも毎日蒸し暑いというか暑い日が続きますけど体には気を付けて、来月にはもう稲刈りという事になりますけど、気をつけて農作業のほうやっていただきたい、また農業委員会の活動もしっかりやっていただいたらと思います。ありがとうございました。

それでは早速なんですけど、議事録の署名委員ですが、９番関本委員さん、そして11番岡本委員さんにお願いします。報告事項なんですがありましたら。

岡本主事　　失礼します。私のほうから報告事項として空き家に付属する農地の指定についてという事で報告をさせていただきます。資料の４ページをお開き下さい。

先月の委員会で承認をいただきました、空き家に付属する農地を

空き家と共に売買する場合に下限面積を３反ではなく１㎡に引き下げるという事で運用を新たに開始するという事で承認をいただきました。それについて早速１件目の土地の所有者から申し出がありましたので、それについてご報告をさせていただきます。

申出地、大字豊岡、地番が○○○番、地目畑、面積56㎡、○○○番、田、97㎡、○○○番、畑、43㎡、３筆合わせて面積の合計が196㎡となっております。図につきましては５ページをご覧下さい。申出者です。住所、宇和島市大浦○○○番地、○○○さん。空き家バンクに登録されている空き家については大字豊岡○○○番地、宅地の面積が577.55㎡です。所有者も同じく○○○さんです。松野町空き家バンクに登録された空き家と共に、当該農地を所有権移転させる場合に限り、空き家に付属する農地に係る別段面積を適用するということです。以上ご報告を終わります。何か質疑がありましたらお願いします。

村田会長　今報告がありましたが先月の委員会で、こういう空き家バンクに登録される時についてくる農地の事なんですけど、何かありませんでしょうか。

ちょっと１点だけ聞きたいんですけど、後から報告はあるかと思うんですけど、同じ方の分でこれは空き家にたまたま付けて売るよというのは、その人の勝手いうたら勝手で、後の分は別々にしてもかまわないの。

岡本主事　そうですね、今回の後から出てくる申請もそうなんですが、今回の例としたらお示しし易いかと思うんですが、空き家バンクにひっ

つけて売れる農地というのは、先月申しました通り空き家の周辺とか隣接する農地で生産性が少ない土地というふうになります。生産性が少ないというのは、面積が小さかったり、農地としての形がいびつというか、不成形地といわれるところですね、そういったところが該当をします。逆にそうではない大きい農地については、通常の３反等の要件で３条申請をしていただくというふうな形になります。売りたいと希望される方がそれをどうされるか、また買う側もどうしたいかというところで、状況が変わってくるんですけれども、今回の土地については宅地の周辺の小さい所は宅地とひっつけて売りたいと、農地については今回の場合ですと、これまで利用権設定を受けて耕作をされておった方がじゃあ自分が買おうかという話になったというふうな事で聞いております。

毛利委員　失礼します。この件でございますけども、先日岡本君と一緒に現地を確認に行きました。ちょうど３筆ありますけどもちょうど家の近くで今、現状では雑草がかなり茂っとる状況で出来ればこの土地も一緒に地主の人が一緒に買っていただかなんだら周りの方に迷惑もかかりますし、是非ともそのような方向で全部を買っていただくのがいいんじゃなかろかと感じております。以上です。

村田会長　もし、誰か買うようになれば、後はもう一回ここへ申請が出てくる。

岡本主事　はい、そうですね。

小西事務局長　３条の手続きはせんといけません。あくまでも空き家バンクに登録して、「一緒に買うことが出来ますよ」という情報をまず載せるという段階なので、ほんとに宅地を買おうとする人がこの農地はいらないと言ってしまえば一緒には売れません。あくまでも一緒に買うことが出来ますよという条件を付けて報告をするだけで、買うか買わんかは最後の判断になると思いますし、もし一緒に買うという事になるとあくまでも農地なので勝手な転用をするという事も出来ないし、きちっと管理をして下さいという指導をしながら３条の申請を受け付けるという事になります。

村田会長　じゃそしたらまたここで３条申請いう事で。

小西事務局長　そうです。正式な手続きは後から出てくるのと、一緒にこれを売る事も出来ますし、こうやって切り離す事も出来ると思います。宅地にひっついとるとこを別の人に売ってしまう事によって、かえってその宅地の使い勝手が悪くなって売れないという事もあると思うので、今回の事例が一番判断をするにはいい事例になるんじゃないかなと思います。いろいろなパターンもあると思うんですが、いかにその地主さんが宅地の周りの農地を処分するほうがあとあと有効に農地として管理してもらえるかというのを判断してもらいながら、どうするほうが土地が有効に使えるのかいうことも考えながら判断をするということが大事かなと思います。今回みたいな切り分けの仕方が一番今後空き家バンクに出てくる時には、出てくる可能性が多いかなと思います。反対に後で３条で出てくるちっちゃい農地をここにひっつけて売ってくれんかと言われて時には、その

農地をどうするか判断をせんといけんのですが、これが近々の隣にあってもう一つひっつけて売ってくれ言う時にはそれはまたそれなりの判断をせんといけんかもしれません。農地が宅地に隣接しとるのか他で集団のまとまりがあって生産性があるのか、そういうところが一番の判断基準になるんじゃないかなと思います。今回はここに挙げとる状況が切り分けの仕方としては一番ベストなんじゃないかなと事務局でも思っているとこです

村田会長　ほか何か、報告事項で何かありませんでしょうか。

無いようでしたら、これはもう報告いう事で空き家バンクに載る報告だけですね。

早速議事のほうに入りたいと思います。「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題として、豊前の委員さん説明をお願いします。

毛利委員　失礼します、７ページをご覧下さい。農地法第３条の規定による許可申請について。申請地は豊岡でございます。地番〇〇〇番、田んぼ、1,645㎡、〇〇〇番、田んぼ、113㎡、〇〇〇番、田んぼ、804㎡、〇〇〇番、田んぼ、334㎡、〇〇〇番、田んぼ、731㎡でございます。所有権移転でございまして図は８ページをご覧下さい。申請者は譲受人、住所、北宇和郡松野町大字豊岡〇〇〇番地、氏名〇〇〇、年齢〇歳。譲渡人、住所、宇和島市大浦〇〇〇番地、氏名〇〇〇さん、年齢〇歳。譲受人の営農状況等の詳細でございます。農地利用状況、農地面積55,067㎡、その内田んぼが48,752㎡、畑が6,315㎡でございます。作付けは主に水稲でございます。所有大農機具は

トラクター、田植え機、コンバイン。農作業に従事する者、本人、父、母。周辺地域との関係、現状どおり水田として利用するため、周辺農地への影響はない。農薬の使用法についても、地域の防除方針に基づき行う。でございます。農地法第３条第２項第１号から第７号まで該当しないことをお伝え致します。以上でございます、よろしくお願いします。

村田会長　今説明がありましたが先ほどの報告事項での時だった残りの農地なんですけど、これは利用権設定で作られている。

毛利委員　今現在は田んぼとして作られとりますね。

村田会長　〇〇〇さんが作りよってそのまま。

毛利委員　そのままお買いもとめになったということです。

村田会長　今でも本人が作りよるそうです。
意見がなければ、申請の通りでよろしいでしょうか。

※会場より「はい」の声あり。

村田会長　申請の通り決定ということにしたいと思います。
議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」を議題として事務局のほうで説明をお願いします。

岡本主事　資料10ページをお開き下さい。農地法第５条第１項の規定による許可申請について、農地転用の申請でございます。申請地、大字吉野、地番が〇〇〇番、畑、面積が101㎡です。現在の利用状況畑で、転用の用途は駐車場となっております。図は11ページをご覧下さい。申請者です。譲受人、北宇和郡松野町大字吉野〇〇〇番地〇〇〇さん、譲渡人、北宇和郡鬼北町大字内深田〇〇〇番地〇〇〇さん。転用の事由と致しましては、譲受人は家族３人で現在生活しておりますが、駐車スペースが狭く不便であるため、宅地に隣接した当該土地を転用し駐車スペースとして利用したいと言うことです。譲渡人は譲受人の要望を受け入れ譲渡するという事でございます。転用申請農地等の詳細ですが、当該農地はすでに住宅用地、駐車場として転用してあり、違反転用事案となっております。そのため申請者から始末書が提出をされております。また当該農地は10ha以上の集団的農地内にあり、第１種農地に該当しますが、第１種農地の転用不許可の例外事項である既存施設の敷地拡張に該当を致します。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

村田会長　この件でなんかありましたら。太田さん何か無いですか。

太田委員　今事務局ほうから説明がありましたように、転用申請の農地等の詳細に書いてある通りで10ha以上の集団的農地内であり、第１種農地に該当するが、第１種農地の転用不許可の例外事項である既存施設の敷地拡張に該当するということなんですが、よろしくお願いします。

村田会長　これは親子で譲渡という事になっております。

他なんか無いですか。

無いようでしたら申請の通り許可という事でよろしいですか。

（会場）　※会場より「はい」の声あり。

村田会長　ありがとうございます。

議案第３号「農用地利用集積計画（案）の承認について」を議題として、事務局のほうで説明をお願いします。

岡本主事　資料13ページをお開き下さい。農用地利用集積計画案の承認についてです。番号25番、貸人、延野々〇〇〇番地〇〇〇さん、借人、鬼北町芝〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権を設定する土地が延野々〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、地目は田で面積が３筆合計で2,847㎡となっております。賃貸借で10年間の契約となっております。図につきましては14ページをご覧下さい。こちら新規の案件です。

続いて番号26番、貸人、宇和島市寿町〇〇〇番地〇〇〇さん、借人目黒〇〇〇番地〇〇〇さん。利用権を設定する土地が、目黒〇〇〇番、〇〇〇番、面積が２筆合計で2,715㎡となっております。使用貸借で10年間の契約となっております。図は15ページをご覧下さい。こちら継続の案件です。

25番の〇〇〇さんについてなんですが、以前からたびたび話に出とる事で、農地の後の管理がよろしくないという話だったんですけれども、今回の申請が出た際に事務局の方からそう言った意見があったという事で、農地の管理を徹底して行ってほしいという事で強

く事前に言っております。本人からも気を付けるという事と、今後の意向として農地をこれ以上広げるつもりは無いという事でした。改めて利用権設定出てくる事があるかもしれないんですけど、こういった所は今まで作りよるけれども契約の関係で利用権設定が出来てない、未相続であるとかそういった事情で出てくる事はあるかもしれないが、今後の意向としたら農地をさらに広げる意向は無いという事でお話を伺っております。草刈りについては事務局の方から改めて指導をさせていただきました。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

村田会長　前から〇〇〇さんの方は豊岡の方でもいろいろと問題が出て、地元の人にはもうちょっと管理してほしいという意見が結構でとるという事もありました。そういう事でありますので出来るだけ地元の委員さんも気を付けていただきながら、また貸すほうの人からも言ってもらって、管理してもらいたいという事も言って、出来るだけ管理出来るような農地にしていただきながらの耕作をお願いしたいと思います

これで質問等ありましたら受けたいと思います。

無いようでしたら計画の通り承認でよろしいですか。

（会場）　※会場より「はい」の声あり。

村田会長　特に延野々の委員さんは仕事増えますけど、ちょくちょく見といて下さい。

議案第４号「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の改

正に関する意見決定について」を議題として、事務局のほうで説明をお願いします。

石川係長　　失礼します。農林振興課の石川です。よろしくお願い致します。資料17ページとお手元に40ページほどある分厚い冊子をお配りしておるんですが、今回この農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想というのを改正する時期になっておりまして、それの内容についてご説明をさせていただいたらと思います。

　まず最初にこの基本構想というのがどういうものかという事なんですが、こちらは農業経営基盤強化促進法という法律に基づきまして、愛媛県のほうでこういった方針のほうを作っておりまして、その県が作る基本方針に則して、市町が地域の実情を踏まえて独自に作るものとなっております。内容としてはこちらの冊子のほうを長いので全部を見ていただくのは難しいと思うんですが、こちらの中に町の農業の実態ですとか、松野町で推奨していくべき営農の内容とか、農地の利用目標それから認定農業者の方とか認定新規就農者の方が目標とすべき所得の金額といたものがこちらの構想の中で総合的に定められております。こちらの構想なんですがうちの町では、平成７年に一番始めに作られまして、その後県の方針が改正とかがある度に改正を繰り返しております。一番最近の改正では平成29年１月に改正を行っております。今回は今年の４月１日に県の方針のほうが新しく改正をされましたので、それを受けまして町のほうの基本構想を改正するものです。17ページの資料に７月末までに改正するものですと言う書き方をしとるんですが７月末までというのが町のほうから県へ協議書を送る日付になっとりまして、今

日愛媛県のほうに確認をしましたら協議書が県から町にかえってきたりして、実際に改正をするのが９月の上旬から中旬ぐらいの目途というふうになっております。３番目のところで改正の概要について記載をしております。改正の概要は今回大きく分けて３つあります。まず一つ目が農地利用集積円滑化事業という事業があったんですけれども、この事業が昨年４月１日に中間管理事業のほうに統合をされまして、円滑化事業の方は廃止という事になりましたので、この基本的な構想の中でも、それについての記述があったところについては削除をしております。二つ目が新規導入作物の見直しという事で冊子の５ページのところを開けていただいたら、線を引いとるんですが、これまでの基本構想の中では新規導入作物としてトマトとか梅それから花苗等を新規導入作物としとったんですけれども、こういった作物を町のほうで導入をしまして相当年数が経過しておりますので、新規と記載するのはふさわしく無いのではないかということで、今回はそういったものは特産作物のほうに入れまして、ここ数年公社とか、また農家さんのほうで栽培、そして産地化の取り組みをされております、さくらひめまたキウイフルーツ花粉等を新たに新規導入作物というふうに記載をさせていただいております。三つ目が目標営農類型の見直しという事で５ページの中央に表で一覧表をつけとるんですけれども、巻末のほうにその詳細版という事で詳細な営農類型と営農の規模とか必要な機械、施設なんかについて巻末の24ページあたりから最後のページまでずっと５ページの分の一覧の詳細を記載しております。この目標営農類型というのが、町内でこういった内容の営農をしておれば所得目標をクリアー出来て、農家として生活がしていけるだろうというもの

になっておりまして、今回指導班のほうにも協力をしていただいて、町内の認定農業者の方の営農類型等を参考にしましてこちらの内容についても修正をさせていただいております。その他細かい所で補助事業名の名前が変更になったりというようなところを修正をしましてそれを改正というふうにさせていただいております。最初に申しましたように県の基本方針に則して町の基本構想を改正しないといけないので、７月の上旬に県のほうに素案を送付しまして、県の方でも内容のチェックをしていただいておりまして、齟齬は無いという事でそのまま進めていっていただいて構わないと話はいただいております。

説明の方は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いします。

村田会長　これは毎年改正があるの。

石川係長　毎年では無いんですけれどだいたい５年に一回くらい県の方針が変わるのでそれに伴って町のほうも変えておるという形です。

村田会長　何か意見はありませんか。

ないようでしたら、原案の通り承認でよろしいでしょうか。

（会場）　※会場より「はい」の声あり。

村田会長　決定いう事でいきたいと思います。

他、その他で何かありましたら。

岡本主事

事務局からご報告と言うかご案内させていただきます。Ａ４の横の表で令和３年度農地利用状況調査日程表（案）とお示しさせてもらっとるものをご覧いただいたらと思います。５月の委員会でその時推進委員さんには出席をご遠慮させていただいておったんですけれども、その時の委員会で毎年８月の下旬に行っていた農地パトロールについて、時期をずらさせてもらったらどうかというふうなご相談させてもらって、９月に入ってからの方が都合がいいという事を言っていただいたので、それでスケジュールを組んでおります。９月の６日月曜日から隔日で９月の15日水曜日まで実施をさせてもらいたいという事で、仮ですが日程を組ましていただいております。この日でご都合悪いと現状分かっておれば言っていただいたらと思いますし、正式な日程の決定とご案内は来月の定例の委員会の時にさせていただいたらと考えておりますので、現状としたらこの日程で押さえていただいたらと思います。また不都合ありましたら事務局のほうにご連絡いただければ日程ずらすなど調整はさせていただきます。こちらについては以上です。

もう一枚Ａ４で縦の表でお配りをしておる分なんですが、松野町農業施策に関する提言作成に係る協議という事で、一枚ものをつけさせていただいております。先月の委員会の終わりに局長の方からご説明をさせてもらいましたが、今年度、現在の農業委員会の任期の終わりの年でありまして、終わりの際に当たっては町の農政に対して農業施策に関する提言というものを、委員会として提出させていただくという事で予定をしております。その提言書を作成するにあたってまず今回はさわりと言いますか、全体の意見の共有と言い

ますかそういった所で町の農業の現状と課題それから、町、県または国で実施をしておる施策等を載せさせていただいております。こういったものを改めて共有させていただくと共に、では今後松野町の農業施策に何が足り無いのか、今後どのような所に力を注いでいくべきかとか、そう言った所を最終的には提言として出すというふうな所で考えております。まずは現状と課題という所と現状の実施している施策という所でちょっと簡単に振り返えらせてもらったらと考えております。

簡単に読み上げだけさせていただきます。現状と課題という所で一つ目が担い手の確保・育成、これは農業者の高齢化であったりとか後継者の不足や兼業農家が中心の現状というところでございます。それに対する施策等というとこでは、認定農業者への各種支援、新規就農者の掘り起こし、農業研修制度や独立に向けた助成支援、農業研修制度は農林公社が主体となって行っているものだったりします、それから地域おこし協力隊の募集、就農フェア等への参加によって外部からのＩターン、Ｕターン、Ｊターンを引っ張りこんでくるというところで担い手の確保育成というところをやっているところです。それから二つ目としたら圃場や農業用施設の管理、主に施設、水路とか補助全体とかの老朽化というものが一つあると思います。未整備である、小規模である圃場がいくらかありますので、そういった所で認定農業者の方が農地の集積を図るうえでの圃場が狭くてこれ以上やりづらいというようなところが現状としてあると思います。そういったものへの施策として日本型直接支払い制度、これはいわゆる中山間とか多面的保全会とかで活動されておる所への国からやって来るお金というところが一つ大きなところ

だと思います。それから中山間地域総合整備事業であるとか、ため池整備事業であるとかそういった県の事業、それから小規模災害復旧事業、これは土地改良区の事業ですがそういったところで設備等の復旧や更新など力を入れております。基盤整備事業という事で県が実施主体になって中間管理事業を活用した事業という事でありはするんですが、なかなか、それこそ人・農地プランの話を昨年させてもらった時にこういったものがあるんやったら是非取り組みたいと言う部落もあって、県のほうとも一回やりとりしたんですけれども、その時はすんなりといかなかったというふうな事もございました。そういった事業としてはありますが、話をどうにかできないかなというところで引き続き県の方にも今入ってもらっておりますので進めておる最中でございます。

三つ目の遊休農地の増加というところで、ご承知の通り全町的に遊休農地が増えておるというところでございまして、開発団地についても耕作されなくなった、そういった所が年々増えてきておるというところでございます。施策としたら協力隊への園地としての活用であるとか、また一つ大きな項目としたら上家地再生事業の推進というところで開発団地の活用をやっております。三つ目の最適土地利用対策事業というのは、国の事業なんですけれども、いわいる耕作放棄地の解消事業の一つでありまして、つい先日私と石川のほうも事業の説明を受けてきたんですが、有りはするんですけれども、なかなかそれを松野に引っ張ってくるというのが事業の性質や要件で、難しいなと正直感じたところであります。国としても遊休農地の解消に向けた事業はご用意してもらっておるというところでございます。四つ目、水田活用への取組というところで町内ほと

んどの方がお米を作っておられますけれども、米の価格が低迷しておるところは長い問題でございます。そういったところで施策としたら経営安定対策事業、先々週に各部落でそれの現地確認という事で私が廻らせてもらったところではありますが、そういった水田の活用といったところも一つ取組として行っております。特産品や振興作物の推進というところで町内長く特産品として振興しておる桃や梅、栗、柚子またキウイとかトマトといった季節露地野菜、それから花木といったような新しく取り組んでおるキウイフルーツの花粉事業といったところ、現状として取組をしてもらっております。支援策としてもＪＡや町、県の各種補助や支援事業を活用させてもらっておるところでございます。最後、有害鳥獣被害捕獲数の下げ止まりということなんですが、捕獲数は徐々に下がってきておるということは、捕れる動物が少なくなったんかというとそうでも無くて、やはり被害としたら継続してあるということと、小動物や鳥類、昨日カラスの一斉駆除も行いましたが、カラスであるとかウサギとかタヌキとかそういう小動物による被害の増加というのも現状あるということも伺いました。支援策としたら捕獲設備、金網とか電気柵とかそういったものの購入の助成であるとか猟友会、それから森の息吹の活動の支援とそういったところで取り組みを行っておる最中でございます。松野町の現状それから課題ということで大きく分類すると六つくらいが主にあるかなと、そういうところであるのではないかと考えて整理をさせてもらっておるところでございます。その他の取り組みとしたら昨年各部落回らせてもらって、人・農地プランの話をさせてもらいました。その実践であるとか話し合いの継続といったところも今後引き続き取り組んでいく

べき内容であると考えております。こういった課題がある中でこれから松野町の農業これから良くしていくためといいますか、力を入れていかないといけないところがどこかとか、そういったものを今後提言としてまとめていくんですけれども、現状の課題がどうかであるとか、どこにより力をいれないといけないかというところをそれぞれご意見いただいて、そういったところを今後まとめていったり、掘り下げていったりということを考えております。私のほうからは説明は以上です。

村田会長　　他なんか無いですか、今の説明があったことに対してもよろしいんですが。

小西事務局長　　提言については最終的には事務局で取りまとめは致しますけれども、私たちが作ってどうですか言うてしまうと、事務局が作ったものにしかならないかなと思っております。今日は町内の農政の課題というか項目としてはこういう事があって、現状をこういうことに対して私たち行政としても取組をしていますが、果たしてそれが今でいいのか、やっぱここは力入れるべきなのか、そういう事をここに書き出しておいてですね、次の時から少し具体的に皆さんの意見を聞いてそれをまとめて最終的にこれでどうでしょうかという段階を踏みたいなと思っております。ですから今日は私たちが問題提起をしたというか、現状の把握をするために簡単な資料ですがお示しをしたつもりでありますので、次の時にですね、水田の農業がやはり基本じゃないのか、担い手の確保を無しにして農業は語れんぞとか、項目の細部を詰めるんじゃなくて、大きな項目としての提

言をするべきかなと。議論の中で細かい話は当然してもいいと思いますが、どういうところに焦点を絞って町政に対して意見をつけていくのかという事にしたいなと思います。それぞれご自身の通常もっておられる考え方とか聞かせてもらうというのでいいと思いますので、次回はそういった時間を最後のその他のところにとりたいと思いますので、どなたからでも構いません、意見をまたつけていただだければと思います。今回は情報提供というか問題提起というかそういうところで踏まえていただいたらいいかなと思います。

村田会長　　また次にはもうちょっと深く入っていただいてしたいと思います。

他無いですか、ないようでしたら今月の委員会終わりたいと思いますが。

無いようですので、これで農業委員会を終わりたいと思います、本日はありがとうございました。